

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成27年8月17日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500059号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500021号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和58年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

昭和58年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和58年3月31日から同年4月1日まで

A事業所に昭和47年4月1日から昭和58年3月31日まで勤務したが、厚生年金保険の記録では、被保険者資格喪失日が昭和58年3月31日となっている。

厚生年金基金の記録では、加入員資格喪失日が昭和58年4月1日となっているので、厚生年金保険の被保険者資格喪失日を昭和58年4月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B厚生年金基金から提供された加入員台帳及び企業年金連合会から提供された中脱記録照会(回答)、並びに当時の給与計算事務の担当者で、請求期間後に事業主となっている者の具体的な陳述から判断すると、請求者は、請求期間においてA事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、上述の加入員台帳及び中脱記録照会(回答)によると、請求者のB厚生年金基金における加入員資格喪失日は、昭和58年4月1日であることが確認できるところ、同基金は、「請求期間当時、当基金では、社会保険事務所(当時)に対する届出と複写式になった届出書を使用しており、当基金の設立事業所の多くは、複写式の届出書により届出を行っていた。」と回答していること、及び上述の請求期間後に事業主となっている者は、「当時、厚生年金基金が配布していた届出書が複写式であれば、複写式の届出書を使って届け出ていたと思う。」と陳述していることから判断すると、請求期間当時、当該事業所では、厚生年金保険被保険者資格の喪失について、複写式の届出書により、社会保険事務所及び厚生年金基金に届出を行っていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、請求者が昭和58年4月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、上述の加入員台帳及び請求者のA事業所における昭和58年2月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500064号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500020号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成10年10月1日から平成11年6月21日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成10年10月から平成11年5月までの標準報酬月額については、17万円から18万円とする。

平成10年10月から平成11年5月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成10年10月から平成11年5月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成10年10月1日から平成11年6月21日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間の標準報酬月額が17万円となっているが、給料明細書の報酬月額及び厚生年金保険料控除額は18万円に相当する額となっているので、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者から提出された給料明細書により、請求期間において、その主張する標準報酬月額(18万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成10年10月から平成11年5月までの期間について、請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、請求者の請求どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500033号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500019号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和28年4月1日から昭和31年1月6日まで
請求期間は、B市(当時は、B町)C地区にあったA事業所の社員として、炭鉱の坑外業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B市C地区のA事業所は、厚生年金保険適用事業所名簿(以下「事業所名簿」という。)及びオンライン記録によると、同保険の適用事業所であった形跡がないものの、事業所名簿において、同市同地区のD社が確認でき、同社に係るオンライン記録、B地方の電話帳及び代表取締役の親族の陳述から判断すると、請求者が勤務していたとするA事業所は、D社の前身であると考えられる。

しかしながら、D社は、事業所名簿によると、昭和44年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間当時は適用事業所でなかったことが確認できるほか、同社は、商業・法人登記簿謄本によると、平成8年6月1日に解散している上、事業主は、オンライン記録によると、既に死亡していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、請求者は、A事業所で勤務していた者として、既に死亡している義兄及び3人の名前を挙げているが、義兄の年金記録を確認したところ、A事業所において厚生年金保険被保険者であった記録は無い上、他の3人は、いずれも姓のみの記憶であるため個人を特定できないことから、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和44年5月1日に同保険の被保険者資格を取得している複数の者に照会したところ、このうち、同社の事務担当者であったとする者は、「A事業所が法人化されてD社となった頃、従業員が増えたので厚生年金保険の適用事業所となった。私が給与計算等の事務を任されたのは、その頃からであるため、それ以前の同保険の取扱いについては分からない。」と陳述している上、他の者からも、請求の事実を裏付ける陳述を得ることができなかった。

さらに、請求者は、「A事業所は大手炭鉱の下請事業所であったので、厚生年金保険の適用事業所になっていないのは考えられない。」と主張していることから、請求期間当時、B市の大手炭鉱であったE社B礦業所の承継会社であるF社及びG社H鉱業所の承継会社であるI社に照会したものの、いずれも、「下請事業所について確認できる資料を保管していない。」と

回答している上、E社B礦業所及びG社H鉦業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求者が請求期間当時、厚生年金保険被保険者であった記録は確認できない。

このほか、請求者の請求に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。